

## 議事要旨(5)企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、第235回の委員会で審議された企業結合に関連する項目の方向性の説明がなされ、本日は、今後必要となる判断に資するよう、これまでの経緯と論点を説明し、必要に応じて、その内容を確認したい旨の説明がなされた。また、前田専門研究員より、説明資料〔審議事項(5)〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（企業結合に係る特定勘定及び偶発負債について）

- ある委員より、市場関係者から特定勘定を廃止すべきでないという意見が聞かれることの理由を確認する質問があった。これに対し事務局からは、特定勘定の検討は引当金との整合性も同時に考慮する必要があるとあり、企業結合固有の論点として廃止の判断をすべきでないとする問題意識があるためと考えられる旨のコメントがあった。

（全部のれん方式について）

- ある委員より、購入のれん方式と併存させて、全部のれん方式の選択を認める議論の過程で、コンバージェンスの観点を除き、どのような実益が考えられたかについて質問があった。これに対して事務局からは、国際的な会計基準では経済的単一体説の考え方の採用を決めない中で少数株主持分の表示や会計処理を変更し、IFRSは全部のれん方式への統一には至らず両方式が併存になっている背景がある旨のコメントがあった。
- 別のある委員より、購入のれん方式と全部のれん方式を会計方針として選択適用する方法を採用するならば、一旦選択した会計方針を変更する正当な理由にはどのようなものが考えられるかを議論する必要がある旨の意見があった。
- 別のある委員より、購入のれん方式と全部のれん方式のいずれを採用するかにより、購入のれん方式では正ののれんが計上される一方で全部のれん方式では負ののれんが計上されるなどいろいろなパターンが考えられ、また、全部のれん方式で負ののれんが生じた場合に全額を親会社株主の利益に帰属させることとすると購入のれん方式を採用した場合とでは親会社株主に帰属する利益についてかなりの差が生じる場合も想定されることから、全部のれん方式の選択適用を認めることについては慎重な判断が必要である旨の意見があった。

（ステップ2の検討について）

- ある委員より、ステップ2の検討は、企業結合ステップ1など現在適用されている基準と関連する点を十分考慮する必要がある旨の意見があった。また、親会社説と経済的単一体説の2つの異なる観点がある中で、部分的な判断をそれぞれの考え方に基づ

いて行うことは一貫性が欠落し、基準全体や実務に対して歪みをもたらす可能性があることを懸念する意見も示された。

以 上